平成２６年度

第４回大阪府子ども施策審議会計画策定部会

日　時：平成２７年１月２９日（木）

午後４時から午後５時30分まで

場　所：プリムローズ大阪　松寿

【事務局】

（議事１について説明）

【部会長】

　ありがとうございました。

　非常にたくさんのご意見をいただいたということですが、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

　本文の４ページ、２１番の方のご指摘なのですが、今日は無理だと思いますが、市町村ごとの保育短時間の最低時間、そのところを教えていただけたらと思います。

　今日、わかればということで、９６というと、非常に高い感じがします。かなりの待機児童がいないと９６という設定は、普通はしないのではないかと思います。

　大阪府を考えたときに、９６にせざるを得ない市町村というのは、大阪市ぐらいで、ご存じのように４０を切れていますから、非常に高い感じがします。

　府は、決定できないので、助言程度だと思いますが、なぜ、このようなことになってしまっているのか、もし、関係者の人で９６がどこかわかれば教えてください。

【委員】

　普通は、６４とかですね。

【部会長】

　私も同じこと聞きたいです。

【委員】

国は、４８から６４を標準にして、実態が違っていたら、１０年間はいいよと言っているのですが。９６時間というのは、標準時間の１２０時間にかなり近づいてきています。なぜ、このようなことが府内で起こっているのか。

【事務局】

　特定の団体ですが、藤井寺市がこのような設定をやっておられます。

【委員】

　藤井寺市がやっているわけですか。

【部会長】

　理由とか、中身ですね。

【委員】

　それほど待機児童がいますか。

【委員】

　ある市では、認定を出さないと聞いております。１号、２号、３号は認定をしないようです。

【委員】

　しないというのは、どのようなことですか。本人の希望通りいくということですか。利用者は作らないといけないでしょう。

【委員】

　うわさで聞いただけですが、「そのようなことができるの」と昨日も言ったのです。

【委員】

　場所はわかりました。なぜ、藤井寺市はこのようなことをせざるを得ないのか。

【事務局】

　府内の状況は、去年の段階で一度ご紹介させていただいたと思いますが、今、アップデートしているところですので、これがまとまれば情報提供させていただきたいと思います。

【事務局】

　大阪府内は、平均が６４です。

【委員】

　そうですね。それだったらわかります。

【部会長】

　もし、そのときに藤井寺市の事情がわかればご報告お願いいたします。

　ほかはいかがでしょうか。

【委員】

　今のことと関連するのですが、市町村によって、今回の施策の作り込みが違っていて、保育料の設定から、時間の設定、さまざま補助金も違うのです。

　この部会の仕事かわかりませんが、あまりにも落差があり、市と市の境の場合、前から何度か申し上げていますように、私立幼稚園の場合は、従来、広域的に子どもたちが来ていたという経緯がありますので、新制度になって、市と市の間に壁が立つようなことを予見されるような施策が、前に進んでいくというようなことは、保護者にとっては、大きな戸惑いになるのではないかと思います。

　特に障がいを持った子どもたちが他市から来ている場合に、その市の補助が受けられない形で措置された場合に、その子どもたちが、園を移らざるを得なくなるようなことも予想されるわけで、今回の制度というのは、従来の保育所制度を強く引きずっているので、市町村ごとにいろいろな施策が違うということが、大きなウイークポイントだと思いますが、そのあたり、今後、取組みとして、情報の公開と同時に、ある程度、平準化というものも必要ではないかと思っております。感想です。

【部会長】

　ありがとうございます。

　今の保育料とか、時間とかを府として、全市を公開されるということは、今まではなかったのですか。

【事務局】

　公開というか、市町村に情報をフィードバックするということは当然させていただいておりました。市町村も、隣の市はどうなのかとか、エリアで見てどうなのかということが気になられますので、そのような意味での情報提供はさせていただいてましたし、今後も、させていただきたいと思っております。

【部会長】

　一覧で府内全体が、このようになっていますというような公開ではないということですね。

【事務局】

　市町村の方には、府内の情報、府内でこのようになっているのだということはわかっている状態です。

【委員】

　そこについては、施設ごとも情報開示されますね。利用時間から、募集期から、すべて施設情報としては、多分、職員の数から経験年数まですべて出るのではないですか。

【事務局】

　はい。新制度になれば出ます。

【委員】

　新制度になれば、そうですね。すべて情報開示されますので、今まで施設ごとで、僕らも知らなかったところが、保護者にとっては、情報が開示されてしまう。休日の有無とか、そのようなこともすべて施設調書として、大阪府の一括で情報が開示されると思いますので、それを見ていただくと、市町村との差みたいなもの、施設ごとの差みたいなものが出てくると思います。

【部会長】

　それを市民、保護者が見れるということですね。

【委員】

　市民が見れます。ホームページにおいては、情報開示ができます。僕らは、逆に怖いです。

【部会長】

　先生がおっしゃっているように、皆さんに見られる中で、今後、議論は、そのような形でいいのかということで、状況を見ながら積み重ねていく必要があるのではないかというご意見と受け止めます。ありがとうございます。

　ほかはいかがでしょうか。

【委員】

　パブリックコメントの大阪府の考え方で、最初の１ページから２ページ目ですが、まとめて書かれていますが、３ページに入りますと、同じ事例なのに書かれています。これが同じであれば、上のように一緒にしたほうがわかりやすい内容だと思います。

　例えば１７と１８のところを入れ替えたら、同じ内容で一緒ですということで、ぱっと見たときに、右側の３ページの回答が、同じようで少し違うのかとかがあるので、同じようなところは揃えたほうが、意見を整理する場面では、回答が見やすいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】

　ありがとうございます。

　１４番から２０番まで、すべて一緒ですか。

【委員】

　文末は少し違いますが、イメージは一緒です。

【事務局】

　そこは、ご指摘のとおりです。同じ回答になるようなところは、同じようにまとめて見やすくさせていただきます。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。

【委員】

　それで言うと、４番なども保育所制度などが入っていますが、「公の責任で行ってください」というのは、民営化反対と同じだと思ったりします。保育所整備の話になるのかと思いました。

【部会長】

　ありがとうございます。

　今の点はよろしいですか。また、検討していただけますか。

【委員】

　民営化なのか、新設についてということなのか、そういうことで事務局は分けたのだと思います。今あるものを民にです。

【委員】

　待機児童の解消は、新設でやるということですか。

【委員】

　新設でやるという話です。

【委員】

　はい。いいです。細かいことなので、どちらでもいいです。

【部会長】

　それでは、これだけたくさんご意見をいただいたということは、皆さんの関心が高い声だということがよくわかったかと思います。ありがとうございます。

　それでは議題２の案件、大阪府子ども総合計画（案）について、事務局から説明お願いいたします。

【事務局】

　（議事２について説明）

【部会長】

　はい。ありがとうございました。

　それでは皆さんから、ご意見をお願いいたします。

【委員】

　本体計画の５ページの図１１の「学生の学力」というところで、「小・中」という言葉を削除されていますが、以前までは、「小・中」学生となっていたと思います。下の部分で小・中学生の生活習慣という言い方をしていたり、「児童・生徒」としているところもあります。「小・中学生」が消えたのですね。前回の分を見ましたら、「小・中学生の学力」となっていましたが「小・中」をとったんですね。

【事務局】

　編集ミスです。すみません。編集のときに寄せたりするので、漏れてしまっています。

【部会長】

　特に意図がなければ、また、復活していただければと思います。ありがとうございます。

【委員】

　今のような図表に関して、修正したほうがいいかという箇所が結構ありそうな気がします。

　特に多く議論する必要はないかと思いますが、唯一あるとすれば、１１ページかと思います。

　国制度の「特別支援学校」という言葉を大阪府は使いません。「支援学校」という言葉を使っています。そのようになっていたので、どちらにするかです。

【部会長】

　今、ここで議論というのではなく、何点かを決めるということですね。

【委員】

　今のようなことは、実質的に部会長として決められたらいいのではと思います。

【部会長】

　はい。お願いします。

　皆さんも、そのような事例で気がついたことがあれば、ぜひ、複数の目で、チェックしていただくという形でお願いします。

【委員】

　先ほどのプラットホームのイメージのところで、ＣＳとか、ＳＳＷとか、ＳＣということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々いらっしゃいますので、すみません、認定こども園、幼稚園、保育所、ここのところで、もし、記載していただけるのであれば、知事から認定いただいているスマイルサポーター、何ならば、「ＳＳ」でもいいと思いますので、書いていただいてもという気がしますので、その辺はどうでしょうか。

【部会長】

その人材にということですね。

【委員】

　使っていただく分は、ＰＲできるところ、アピールできるところはお願いしたいと思います。

【部会長】

　よろしいですか。

【事務局】

　ご意見いただいたことは、前向きに検討させていただきます。

【部会長】

　ありがとうございます。

　図が小さくて見にくいので、下の注釈を小さくして、本体を大きくしたほうがいいのではないですか。

【委員】

　２ページにしたほうがいいかもしれませんね。

【部会長】

　そうですね。「スマイルサポーターとは」というのもいりますね。略語を使えばいりますね。

【委員】

　「ＳＳ」にしていただければ、スマイルサポーター（地域貢献支援員）ですか。

【部会長】

　いろいろと語句の説明が増えるかもしれません。

　ほかは、いかがでしょうか。

【委員】

　昨年の夏ぐらいにお伝えしたことの最終版なので、そこのところもう一度お伝えということですが、本体計画の２０ページの「地域子育て支援事業の利用」ということで、図の２６なのですが、就学前の子どもで事業対象者でない子どもの数もすべて入り込んでいる数字なので、非常に利用をしていない人も多くて、かつ、利用をすることを望んでいないみたいに読み取れてしまうのが、とても不本意だということを昨年の夏にもお伝えさせていただいたのです。

　また、２２ページに、保護者が子育てに関してあればいいと思うものは「親子で遊びに行ける場」というのが７１%もあるのに、読み取るときに、最初にこれが出てきてしまって、「地域子育て支援事業はいらない」と見えるのは、非常に不本意だと感じています。

　例えば利用している人の中で、どのように利用希望があるのだとか、そのようなことがわかるのならいいのですが、利用していない人の中にも、対象者でない人の数字も含まれていると思います。就学前の子どもをすべて合算しているので、０歳、１歳、２歳の子ども、本来事業対象の子ども以外の数字も入り込んでいるので、そのあたり、とても誤解を招くと思います。

【事務局】

　ここは、中間整理のときに、随分と注釈を付けたり、誤解のないようにということはさせていただきました

【委員】

　そうだと思いますが、最後にこの表が出てきたので、「あらっ」と思ったので、少し気になりました。よろしくお願いいたします。

【部会長】

　ほかにいかがでしょうか。

【委員】

　本体計画の２ページですが、子どもの貧困対策の計画も含まれますよということなのですが、ここで言う計画というのは、事業計画も含めて、ある種一本の計画という意味に捉えていいのですか。概要版の一番下のところにこれが出てきているわけですね。わかりました。ありがとうございます。

【部会長】

　ほかにいかがでしょうか。

　先ほどのチェックも含め、この後、ぜひ、事務局に細かい点も含めて出していただけたらと思います。

　それでは３番の「新制度の施行準備の状況」についてお願いいたします。

【事務局】

（議事３について説明）

【部会長】

　はい。ありがとうございました。

　それでは今のご説明にご意見、ご質問お願いいたします。いろいろ議論があったところを反映させて、修正を入れてくださっているかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

　先日の部会のときの議論を反映していただいて、お弁当等については、幼稚園型等についての認めをいただけているということですので、一定前進はしたのかと考えております。ありがとうございました。

　今回の制度は、何度か申し上げましたように、従来の保育所と幼稚園のいいところを持ち込んで新しい制度を作るという、非常に大きな試みであるわけですが、待機児童がまだいるということを鑑みて、どちらかと言うと、待機児童対応という色彩がどうしても強くなっています。児童福祉法の第二十四条、第三十九条という保育の実施義務が市町村にあるということとか、さまざまなことが、今回、これにかぶさっているということです。

　３歳、４歳、５歳の認定こども園の学級の中に、１号の子どもと２号の子どもが混在をして、学級が編制されていきます。その段階で、われわれが、非常に大きく懸念をしておりますのは、このシーズン、インフルエンザが流行ったりいたします。通常２５%ぐらいの子どもが欠席をすると、学校保健法等では、基本的には学級閉鎖という措置を執って、子どもたちの蔓延を防ぐということをしているわけです。小学校などでも同じようなことをされております。

　にもかかわらず２号の子どもの場合は、従来、保育所がそのような措置が執れないということになって、子どもたちの中で蔓延をしたり、インフルエンザもそうですし、おたふく風邪など、流行性のものというのは、非常に蔓延をしたり、子どもに一番厳しいのは、下痢・嘔吐のノロとか、ロタのようなものは、非常に拡散度が強くて特に年齢が低ければ、子どもたちが衰弱をするということで落ち込むわけです。

　子どもを守れないということで、われわれは、非常に辛い思いをいたします。保護者の立場からすれば、当然、「預かってもらわないと困ります」ということになりますが、子どもの立場に立ってみると、「この苦しいときに親がそばにいてくれない」ということについての悲痛な叫びをわれわれ一心に受け止めなければいけない、バックを求め続けますから、そのような保育所の現状を経験しておりますので、そのあたりのことが子どもにとってどうなのかという議論は、今後、この制度が前に進んでいくときに、待機児童が、一定おらなくなるのは、予測数値としては、４、５年先には見えているわけですから、その段階で、もう少し子どもの側に立った制度が、方向性としていくようなことにならないのかという願いを持っています。

　また、これは一つの例ですが、例えば豊中市の場合、８月夏に、保護者、ご両親が教員で８月中に交代、交代でお休みを取られて、全休した場合に、保育料が半額になるという市の制度があるのです。

　これが１号と２号の子どもが混在していると、２号の子どもは、そのような措置を受けますが、１号の子どもは、全額保育料をお支払いいただくと。これは当然、市の補助がありませんから、そのようなことが起こってきたりしているということです。

　二つの制度をくっつけたために、そこの狭間のところで、さまざまな相違が生じるということが、現実に起こってまいります。

　来年度、平成２７年度以降、問題として噴き出てくると思いますが、今、予想される簡単なことを二つ申し上げましたが、そのようなことの中で、われわれは、小学校に入る前までの保育や教育をやらなければいけない現実も、ぜひ、ご理解いただきたいと思っております。お願いいたします。

【部会長】

　ありがとうございます。

　具体的に、どのようなことが起きるのかというのをさまざまな観点から先生方に今までも出していただき、共有していて、今後、課題を平成２７年度以降も引き続き検討できるような形を取っていきたいという発言だと思います。ありがとうございます。

【委員】

　少し話がずれるかもしれませんが、人材の資質の向上とあわせて、人材確保が次の制度でも大切なことだと思いますが、昨日、一昨日、東京でお聞きしてきたところは、東京都と横浜市さんが、来年度から、住宅補助を出すと決められたそうです。川崎市が真ん中にありまして、そこの保育士が、横浜市と東京都に流れてしまって、ある法人さんで９名足りなくなってしまっている現状が起こっているとお伺いしてきました。

　そのような行政の施策一つで、われわれは、人材が確保できたり、できなかったりということがあり得ますので、その辺の状況を鑑みながら進めていただく中で、自らの制度も当然なのですが、周りの市町村、都道府県の環境が変わることによって、大阪府も変わって来てしまうという状況もあり得るというのが今回の制度だと思いますし、先生がおっしゃっている市町村での差異になってくる、つながっていくのだろうと思いますので、その辺は、充分に注意を払いながら、それぞれが円滑にスタートできるようにお願いいたします。

【部会長】

　ありがとうございます。

　府内の状況、冒頭にご意見もありましたが、把握しておくということは、非常に重要かなということですね。

　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　認可部会が、３月に２回行われるというご提案ですね。

【事務局】

　３月の１８日と２３日ということで、日程調整をお願いさせていただいていると思います。

【部会長】

　今、ここで言うと混乱するかもしれませんが、先生もいらっしゃるので、認可部会のときに話題になっていた「募集の時期」の話が、先生から大阪市と西宮市の話が出ていましたが、時期を揃えるということはよろしいのでしょうか。

【委員】

　入園の時期は、何度か申し上げていますように、私立幼稚園は、１０月に園児募集をしております。大阪府全域で、私立幼稚園が紳士協定を結んで、それ以前は募集行為を行わないということで、９月から願書を配布して、１０月１日から、入園金の受け渡しの授受が行われるということで、一定これは合理的に、今まで紳士協定があるので守られてきました。

　今回の新しい制度、先ほどのことと同じで、違ったスタンダードは、保育所の場合はあって、１１月ぐらいに申し込みをして、決定が２月ぐらいに行われるものですから、１号の子どもは、１０月に決まっていますが、２月の子どもは、市町村経由で２月にならないと決まらないというわけです。

　今は、まだ待機児童がおりますので、その場は埋まるだろうと予測は立つわけですが、時期が進みますと、全体に供給量が上回ってきますから、実際に２月にふたを開けてみたら、２号の予定していた子どもが半数しか入らないということも起こり得るわけです。

　そのときに、先ほどの人材確保の問題等で考えたときに、採用試験を保育所でも、特に大規模な法人は、５月、６月から人材確保を始めているわけです。次年度の人材ですから、そのようなことをしていて、実際に２月の段階で子どもが集まらなければ、その保育士さんの何人かは、やはり辞退していただかなければいけないということも起こってくるわけです。

　人材の確保の時期の取り決めも必要でしょうし、１号と２号の入園の時期をある程度揃えていかないと、今後、大きな問題になってくるだろうと思いますので、今後の問題として、ぜひ、取組んで、大阪府域全域で、ある一定の調整をしていくということが必要です。これは広域行政の大阪府しかできません。

　例えば豊中市だけやって、隣の箕面市、吹田市、尼崎市がしていないということでは、バタバタになりますので、その辺のことも含めて、今後、検討が必要かと思っております。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　今の先生の説明ですが、私も関心がありまして、利用者視点からしても、経営者視点から見ても、待機児童がないような地域では、もう少し早めに決めることができるのではないかと思います。そのほうがお互い安定すると思っております。

　その辺は、大阪府内は、結構、一生懸命調整されていますが、周辺の所が、必ずしもそれに乗っ掛かっていないというふうになっているので、検討していく必要があるかと思います。

　認可部会のことに絞って言うと、この前にも事務局の人ともお話をしたのですが、「今回は、しかたがないという認識はしています」ということですが、変なのです。認可されていないのに募集しているので、わからないところがあります。次年度からは、できれば夏ぐらいまでに、次年度分を認可するようにしないと、見なし採用の方が多いので、落ちることはないと思いますが、ルール的には大変だと思います。完全新設の場合、特に慎重にやらないと、「すでに募集していますから、しかたがないですね」という審査の仕方は、非常にまずいのではないかと思っております。

大阪市は、特に今回のことでやり方を大きく変えているわけではないと思います。今までどおり、民間の幼稚園の方も行かれますが、基本的に施設型給付の幼稚園になられる所があまりありませんから、幼稚園さんで、新制度になる次年度で、私立幼稚園ではなる所があまりないので、基本的には従来どおりでいくという形で、大きな問題にはなっていません。

　ここにも出ていましたが、１０年間に７００か所でしたか、徐々に増えていく中で、子どもが減って、その形が増えてくるということになれば、混乱が生じるということは、私も先生の心配は、同感です。それぞれ考えていかなければと思っております。

【部会長】

　あえて時期を揃えられたわけではなく、今までどおりが、たまたまということですね。

【委員】

　保育所は、２号の子どもですね。従来保育所に行っている子どもたちの募集、保育所の入所申請はは１０月１日ではなかったですね。

【委員】

　決定ですか。

【部会長】

　決定ではなくて申請です。

【委員】

　私は、大阪市のその部会に出ている私立幼稚園の団体の人から、「１０月に揃えたのだ」という話を聞いたのです。

【委員】

　多分、揃っていないと思います。

【委員】

　揃っていないと思います。

【事務局】

　大阪市は、１０月１日から募集はかけていましたが、決定は、おそらく２月だったと思います。

【委員】

　募集をかけてというのは。

【事務局】

　募集の開始は１０月１日で揃えられたと思いますが、決定は、今までどおりの２月かと思います。

【委員】

　２月だと思います。

【委員】

　２号の方は、「何々認定こども園に行きたい」とおっしゃったときに、その認定こども園に応募をします。一応その園が受け付けます。特に認定こども園、幼保連携型、幼稚園型の場合、自園に２号の方が入ってくることを数字として挙げます。そこから担任を決めたり、クラス編制をしたり、作業が始まっていくのですが、それが決定されていないというのはどのような意味なのですか。

【事務局】

　１０月１日から、第一希望、第三希望と書く紙の受付が始っているのですが、最終的に「あなたはどこどこの施設に決まりました」という通知を出すのは、おそらく大阪市も２月とか、ほかの市町村でも、早い所でも１月末ぐらいになってきます。

【委員】

　代理受領をしておられるのではないかと思います。幼稚園・保育園・認定こども園でも、そこの窓口として願書は受けますが、必ず市町村というか、福祉事務所に届けて、そこで決定通知がなされます。

【委員】

　それは二十四条があるからだと思います。

　例えば供給が需要を上回っていれば、別に市町村にうんぬんとしていただかなくても、基本的には定員が決まっているわけですので。

　私たちが一番困っているのは、障がいを持っていたり、配慮が非常に必要な子どもたちも、２月にならないと決まらないことです。突然、配慮のいる子どもに１人加配を付けなければならないので、２月に勃発して、その段階では、保育士を手当てするのが非常に困難な状況になっているのが、今の現状で、特に数が増えています。

　従来の２月の決定の慣習ですが、事務的なところは、スピードや困難さが、そのようにさせているのだと思いますが、保護者の方にしても、どこの園に行けるかを決定するのは２月というのも、これもいただけないと思います。

　例えば通勤途上でどのようになるのか、自分のパートナーがいれば、パートナーとどのように協力体制を結ぶのかということを２月に決まった段階から始めなければいけないということです。

　これは時期的、全体的に前倒しにして、できうるような形と、もう１点、緊急を要して入所する人たちが来るということが、２月にしか駄目だという、行政側の非常に大きな理由なのです。緊急に入りたい人、「すでに全て決まっていたら入れないではないですか」という話をするわけです。

　これについては、一定の枠を空けておいて、満杯にせずにというようなことは、テクニカルな問題ではありますが、そのような方法もあるわけですので、そのことだけを理由に前倒しをできないというのについては、私は、納得できないです。

　今後、供給を上回ってくる時期を迎えますから、その段階までに、ある程度、方策を考えておかないと、供給が上回ってからそれをやろうとしてもなかなか難しいと思います。このことについては、検討しておく必要性があると思います。

【委員】

　うちは、障がい児に関しては、１２月ぐらいに、決定通知は出ませんが、職員の配置のことがありますので、加配ということで、１２月初旬から中旬ぐらいに調整が入ります。その後に、来年度の人材確保という形で入ってきて、それで２月１日の決定通知になります。

　うちは０歳児については、３月まで延ばしていただいております。０歳児は、生後３か月から入れますので、応募時期が後ろにずれてくるのです。同じ市町村の中でも、２号認定、３号認定であっても、１歳児以上は、２月１日に決定通知が出ますが、０歳児については、３月１日に出るという市町村もありますので、個々については、市町村でこれからの調整になろうかと思いますし、仕組み上は、調整・斡旋という文言が入っている以上、市町村のどこかの窓口、フィルターを通さないと、２号、３号については、直接契約は難しいかと思います。

【委員】

　３号は、今、おっしゃったとおりです。特に０歳児もそうです。ただ、１号、２号の場合は、先々、待機児童がほとんどいませんので、現在、２号については、待機児童がいない所があります。今後、２号も増えてくるでしょうが。

【委員】

　基本的には、先生と同じ考え方で、大前提なので、そのような意見を国にも言っていたのですが、今のこの制度で言うと、先ほど先生が言われたように、市町村の調整が、保育の必要度において調整するから、Ａ園で２号認定が先に決定してしまうと、必要度が高い２号の人が出てきたら、優先順位を変えなくてはいけないということで、そのあたりをきちんと調整しておかないと、今、言われたことと同じで、待機児童が減っていくから、そのようなことはなくなるのではないかと思います。

　例えば１０月までのところで、第一段階の決定をして、２割分は残しておいて、保護者にとっては辛いかもしれませんが、職員確保においては、ほぼめどが立ちます。そのようなやり方を徐々に導入していくほうがいいのではないかと思います。

【部会長】

　はい、ありがとうございました。先生がおっしゃったように、認可部会の話ではなく、どちらかと言うと、こちらでこのような話をすることなのかと思い出させていただきました。すみません。ありがとうございました。

　時間が５時半を回ってしまいましたが、最後の「その他」の案件ですが、いいでしょうか。

【事務局】

　事務局からは、特に結構です。

【部会長】

　今後、皆さんと話し合っていくときに、何度か出てきたり、イメージを統一しながら、認可部会の作業もしていかなければいけないということもありましたので、あえて出させていただきました。

　それでは第４回大阪府子ども施策審議会計画策定部会を終わらせていただきます。事務局にお返しいたします。

（終了）